

< 講演 >

社会階層からみた戦後日本の社会変動**

高 坂 健 次**

はじめに

私は昨年4月に非公式に人民大学を訪問させていただき、その折幸いにも李強学部長にお目にかかることができました。いろいろと研究上の情報交換をすることができました。李強教授の「中国における政治的階層と経済的階層」に関する論文の翻訳は、李為氏の手によって翻訳され、私どもの『社会学部紀要』に掲載されました。また、昨年秋には、来日中の鄭杭生教授には関西学院大学社会学部で講演をしていただき、これも『社会学部紀要』に掲載されました。関西学院大学と人民大学との交流協定が発足してすでに丸8年を迎えようとしています。これを機会に一層研究交流が盛んになればと思っております。今日、このような機会を与えて下さいましたことに感謝申し上げますと共に、私の話が更なる交流に少しでも役立つならば幸いです。

今日のテーマは「社会階層からみた戦後日本の社会変動」ですが、議論を展開するに先立って、二つの点に注意を促しておきたいと思っております。一つは、階級・階層概念と階層問題とを峻別しておきたいという点です。概念としての階級・階層については、さまざまな定義が可能ですが、少なくとも日常的には現在の日本社会では死語に近くなっています。社会学の学問領域の中では、現在でも階級・階層は重要テーマの一つですが、市民生活に関するかぎり死語に近いと思っております。1980年代の終わりのいわゆる「バブル経済」期には、土地の売買によって得た年取によって「長者

番付」の上位に入ってきた人たちが多かったもので、この頃には、新聞記事のなかにときおり「階級」の言葉が登場していましたが、バブル経済が崩壊した今日、それも見られなくなってしまいました。

言葉として用いられることがなくなったからといって、階級・階層問題までもが消失したわけではありません。私は人々の間にもすれば生ずる資源配分の不平等や機会の不平等が存在するかぎり階級・階層問題は存在している、と捉えておきたいと思っております。むしろ、階級・階層概念をそのような形で定義することは可能ですし、私自身そのような定義を別のところで用いています(高坂、近刊)。しかし、階級・階層概念にはマルクスやヴェーバー以来長い歴史があること、理論的立場によって相容れることのできないものがあるでしょうから、ここではそうした議論に立ち入ることなく実質的な議論ができる方法をとりたいと思っております。

1990年代に入ってから日本では、「社会的弱者」socially underprivileged という言葉が多く用いられるようになりました。社会的弱者は、世間的には高齢者や障害者などを総称して呼ぶ言葉として使われていますが、これは資源配分の不平等や社会的参加という機会の不平等に関する点に着目してのことだと思われれます。従来の階級・階層概念からすれば、あまりなじまない概念かもしれませんが、その意味では社会的弱者は階級でも階層でもないのかもしれませんが、階級・階層問題の一つであることは確かです。

第二に、平等概念をめぐる議論に関する注意で

*キーワード：社会変動、社会階層、格差、公平、機会の平等、結果の平等

**関西学院大学社会学部教授

*本稿は、1999年9月23日に人民大学において行なった講演の原稿である。近く、中国語に翻訳のうえ、『東南学術雑誌』に掲載される予定である。本稿を関西学院大学と人民大学との交流の道を通り拓かれた遠藤惣一名誉教授に捧げたい。(高坂健次)

す。平等概念は、「機会の平等」と「結果の平等」とを概念的に分けなければならないことは社会学者であれば、誰しも理解していることでしょう。そもそもこれらの概念を峻別しなければならないと考えるようになった一つの直接のキッカケは、アメリカの公民権運動やコールマン・レポートにありました。ここで深く立ち入る余裕はありませんが、機会の平等が必ずしも結果の平等をもたらすわけではない点に注目したからです。すなわち、家庭環境や親の経済力などいわば過去の不平等の結果によって能力差があったり、新たに能力に差をつけたり、ということがおこるからです。

しかし、考えてみますと、機会の平等が結果の平等をもたらさないことにはもう一つのいわば「事後的な」理由が存在します。すなわち、機会を平等に与えられたとして、その後、どれだけその人間が努力をするか、どれだけの実績をあげるかが結果の平等・不平等を左右するという点であります。

さらに、機会の平等というとき、制度的措置のレベルと準制度的レベルとの間の区別もしておいた方がいいかもしれません。準制度的(sub-institutional)という言葉は、私はホームマンズから借用しています。ここでいう制度的措置とは、法律で婦人参政権を認めるとか、男女雇用機会均等法を制定するといった形で、機会の平等を保障しようとするものです。それに対して、家族制度が障害となって機会の平等が保障できなくなるとか、「文化資本」の有無(あるいは多寡)によって機会の平等が保障できない場合とかは、言葉の狭い意味においては制度的な措置によるものではありません。しかし、それに準ずる効果ももっています。ですから、私たちは制度的措置を無視してもいけませんし(社会学者はしばしばこれらを自明視するがために結果的に無視することがしばしばあります)、また準制度的措置を無視してもいけません。したがって、以下の説明のなかでは、これらのやや異なったレベルの措置の双方について、言及していきたいと思えます。

1 戦後日本の階層構造の変化

近代日本の歴史を振り返りますと大きくは二度

にわたって階級・階層の平準化現象が見られました。明治維新のときに、封建的体制は大きく崩壊し、武士・農民・職人・商人の「四民」は平等となりました。しかし、結果的には華族を頂点としながら士族、平民からなる明治国家を支えるシステムができあがりました。戦後はGHQの影響の下に、民主化政策が進められました。制度的措置としては、農地改革による地主制(とくに寄生地主制)の廃止、財閥の解体、労働者階級へのてこ入れなどがあります。

むろん周知のように、このような戦争直後の民主化=非軍事化政策は、まもなく朝鮮戦争の勃発と冷戦構造のなかで、大きく転換されるわけですから。解体させられた財閥も復活して戦後の経済復興の過程で再び強力な存在となりましたし、労働者階級は転じて抑圧の対象とされるようになりました。

皮肉なことに、朝鮮戦争がキッカケとなって、日本経済は息を吹き返したのであります。それまでの日本は、敗戦後の廃虚のなかで、自分たちの社会を表現するときに決まって「貧乏国日本」という言い方をしていました。それが高度経済成長時代を迎えて急速に豊かになったのです。原純輔の表現を借りますと、「基礎財の平等化」が一挙に進んだのであります(原、近刊)。直井道子(1979)は、1975年のSSM調査のデータ分析に基づく研究報告のなかで、電話をもっているかどうか、また自家風呂があるかどうか自分が「中」と見なすときの分かれ目になっていると指摘していたのです。こうした主には耐久消費財に関する所有が、「中」意識をもった中流階層を生んだのであります。その後、日本社会は「9割中意識」とか「一億総中流」とか言われました。「中」意識の生まれてきたメカニズムとその帰結については別のところで述べたいと思いますのでここでは立ち入りません(高坂、1999)。しかし、貧乏国日本から豊かになって、平等になったという思いが行き渡ったことは確かなことのように思われます。

では、結局のところ、日本の社会は平等になったのかどうか、3つの視点から検証してみましょ

1.1 所得格差

ジニ係数で見てもみますと、次の通りです。

	再分配所得(課税後)	当初所得(課税前)
1980	.314	.349
1983	.343	.398
1986	.338	.405
1989	.364	.433
1992	.365	.439

(橋本俊詔『日本の経済格差』岩波新書、1998；原資料は厚生省『所得再分配調査』)

このデータは、80年から10年余りの時期をカバーしているだけですが、この間にはわずかながらではありますが、不平等度が増してきているように見えます。

じじつ、1955年以來の4時点におけるSSM調査に基づいて、実質世帯収入(消費者物価指数で補正したもの)の25%位置と75%位置の比をとって見ますと、1975年時点までは格差が縮小する傾向にあったものが、その後は横ばいかむしろわずかながら拡大する傾向にあることが図から読み取れます(原、近刊)。なお、年齢別格差も1975年以降、むしろ明確になりつつあり、その傾向は大企業のみならず中小企業についても見られるようになりました。日本では最近、年功序列制度が

崩壊しつつあるようにも言われていますが、SSM調査データからはむしろ逆の傾向を読み取ることもできそうです(原、1996)。

1.2 資産格差

まず、最初に80年代の資産格差の推移をジニ係数で見してみましょう。

	A (持ち家のある人)	B (すべての人)
1983	.467	.668
1984	.433	.668
1985	.434	.668
1986	.441	.672
1987	.482	.704
1988	.535	.734
1989	.520	.726
1990	.516	.723

(橋本俊詔『日本の経済格差』岩波新書、1998；原資料は『経済白書』平成2年版)

ここでは、資産格差については所得格差以上の格差が存在すること、さらにはその格差は増大傾向にあることが指摘されています。資産としては金融資産と不動産が考えられますが、1995年SSM調査ではこれらについても尋ねています。政府の経済企画庁が出している『国民生活白書』(1989, 1990)では、土地資産格差が所得格差や

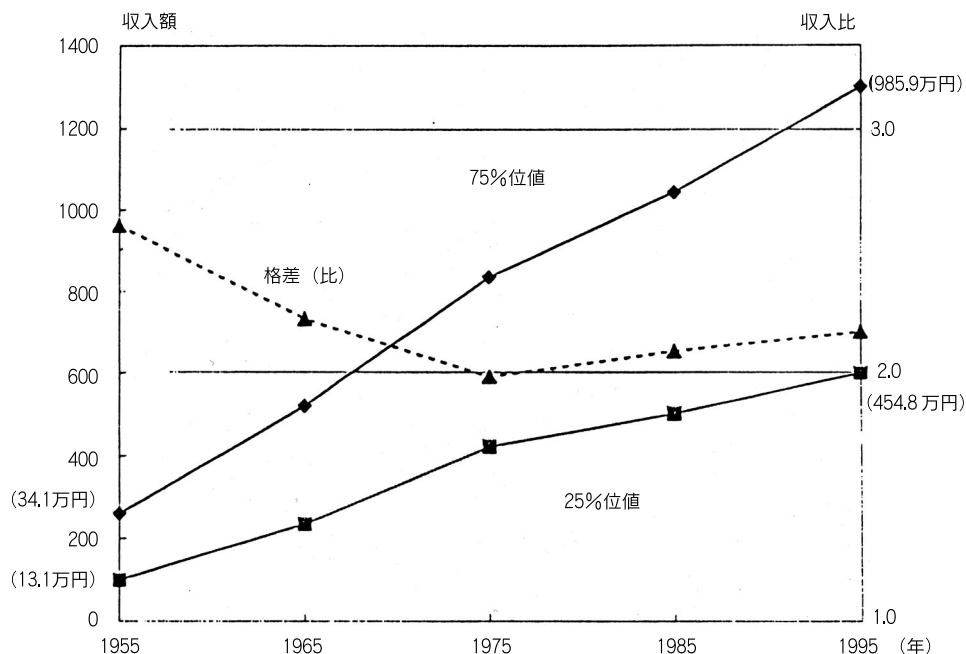


図1 実質世帯収入格差の推移(原、近刊より)

金融資産格差に比べて拡大していることが指摘されていましたが、SSM 調査の結果においてはさらに、相続贈与がこうした資産格差に影響もっていることが分かりました（鹿又、1998）。

1.3 学歴格差

学歴格差を父職による到達学歴の差としますと、高校進学率はすべての階層で100%に近づいていますので、学歴格差は明らかに縮小しています（原、1996）。しかし、それでもノンマニュアルとマニュアルとを比べてみますと、1995年の時点においてもほぼ10%の開きがあることに気づかされます。大学進学率となりますと、これも格差（比率で見た）は縮小傾向にありますけれども、比率差そのものは1955年時以来あまり変化をしていませんし、さらには高校進学率のときには見られなかった上級ノンマニュアルと一般ノンマニュアルの間にかかなりの開きが見られることは注目に値します（原、1996）。ここで、上級ノンマニュアルと呼ばれているのは、SSM 研究の職業8分類で専門と管理を指しており、一般ノンマニュアルは事務と販売を指しています。マニュアルは、熟練、半熟練、非熟練から成りますが、ここでは農業も含んでいます。すなわち、大学進学率ということになりますと、圧倒的に上級ノンマニュアルの職業を父親にもつ子弟が多いということを表わしています。

現在、18歳人口の低減に伴って「大学全入時代」を迎えようとしています。つまり、大学や学部さえ選ばなければ、現水準の大学進学希望者は全員

どこかの大学に入れるようになっていわれています。すでに、人気のない大学や学部、さらには短期大学では定員割れを起こしているところが続出しており、やがて大学全体が現在以上に序列化されつつ再編成されようとしています。そうした中で学歴格差が、今後どのような展開を示すかは注意深く見守る必要がありますが、おそらくは大学間格差を伴ったかたちで学歴格差が拡大していくのではないかと考えられます。しかしながら、一方では構造的不況のあおりで大学新卒者の就職率は戦後最低を記録しているともいわれていますので、学歴格差がどのような形で就職格差（ブードンの言葉で言えば、社会的機会の不平等）と連動するかは計り兼ねるところです。

1.4 社会移動

階級・階層問題を動的に、すなわち時系列のなかで見るとするには、社会移動のあり方を見る必要があります。仮に、社会階層が厳然と存在していたとしても、社会移動が高ければ、たとい父親の出身階層がいずれであってもその子どもはどの階層へも到達できるわけです。産業化の進展によって、一般には社会移動が高まるだろうというのが産業化命題として知られているものです。日本の場合はどうだったのでしょうか。これも原(1998)の計算による結果を見てみることにしましょう。

表1 移動係数の推移（原、1998：35）

SSM 調査が行われた最初は1955年ですが、この

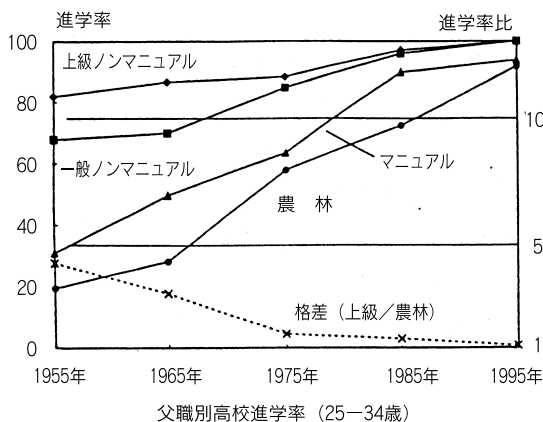


図2 父職別の高校/大学進学率(25-34歳)出典：原、1996

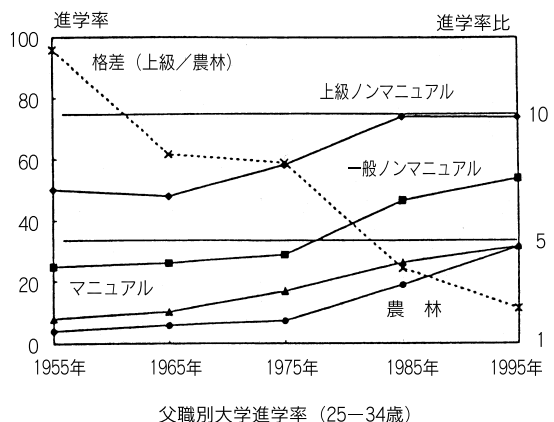


表1 移動係数の推移

移動係数	1935年	1945年	1955年	1965年	1975年	1985年	1995年
事実移動係数	0.428	0.471	0.363	0.567	0.592	0.575	0.531
強制移動係数	0.229	0.255	0.149	0.322	0.311	0.189	0.198
開放性係数	0.446	0.463	0.396	0.576	0.630	0.727	0.645
(個別開放性係数)							
上級ノンマニュアル	0.801	0.791	0.503	0.664	0.757	0.871	0.694
一般ノンマニュアル	0.605	0.611	0.507	0.611	0.642	0.654	0.664
マニュアル	0.389	0.513	0.473	0.695	0.667	0.720	0.617
農 林	0.223	0.094	0.202	0.215	0.274	0.459	0.332

(原, 1998, p.35)

データのなかの職歴データを基に、その時点から10年前、20年前のデータを作り出してあります。これで見ますと、1955年がすごく落ち込んでいます。これは、第一次産業の激減期がこの少し前に起こっていることと関連があるのではないかと考えられていますが、その時点での落ち込みを別としますと、1935年以来、開放性係数は一貫して上昇しています。すなわち、世代間移動の度合いは高まっているのです。しかし、1975年以降は開放性係数は高くなっていますが、事実移動係数の方はほとんど横ばいか、むしろ若干低下しているように見えます。とくに、1985年から1995年にかけては、開放性係数も低下しています。しばしば、多くの論者によって、階層が固定化しはじめたのではないかと、階層の再生産メカニズムがそれまではカムフラージュされていたものがあらわになってきたのではないかとという指摘がなされています(今田, 1989)、それはこうした状況と対応しているように思われます。しかし、本当に「階層の固定化」と断定してよいかどうかについては分かりません。

そもそも産業化の趨勢は、大きくは農業部門から他部門への労働力の流出過程でもありました。1955年時点では40%そこそこだった農業従事者が、1995年時点ではわずかに6%程度に激減しているのです。これは産業化過程が直接、開放性を高めることに貢献することを意味します。しかし、農業部門が小さくなるにつれて、非農業部門には排出すべき労働力が減ってしまいます。開放性係数の低下の原因の一つがここに考えられます。私たちは開放性係数だけに着目してきたわけですが、急激な産業化時期の開放性と安定期に

入ってからの開放性とは性質を異にするように思われます。今後は二つを分けて考えるようにしないといけないかもしれません。

2 格差と結びつかない意識

昨年の鄭教授のご講演によりますと、中国では1978年の改革解放以降、格差は拡大しており、そのことが不安定な要素となっているようです(鄭, 1999)。この類推で言えば、日本でも格差が拡大している以上、不安定要素を内在していると思えてよいはずですが、ところが、その割には人々はなぜかそれほど生活に強い不満を抱いていないのです(「生活全般に不満」を抱いているのは、全体の15%に及びません)。

日本は象徴としての天皇と天皇制をもっていますし、その対極として、被差別部落(民)をもっています。SSM調査のような大量調査の視野には入ってこないこともあって、調査データにそうした根本的な差別構造や不平等を見ることはできません。また、倒産、失業率の上昇、中高年の自殺の増大、いじめ、超高齢化社会を迎えて年金や保険制度の抜本的改革など、社会の不安定要素を挙げだせばきりがありません。しかし、それにもかかわらず「この10年間で生活水準が悪くなった」と答えている人の割合は14%に満たないのです。むしろ、意識は事実の悪化に遅れて変化するのかもしれませんが、少なくとも現在のところ、社会の根底をゆるがすような動きは見られません。これは一体どのように説明すればよいのでしょうか。

ここには、1970年代に「一億総中流」とか「9

割中流意識」と言われた状況が、少なくとも「中」の集計で見ると基本的には今も続いていることと密接に関係しているのかもしれませんが、この点については別の報告に譲りたいと思います（高坂、1999）。以下では、それ以外の側面に着目したいと思います。

第一は、「下層＝貧困層ではない」（原、1996）ということです。1995年SSM調査で調べた財の保有状況は、次のとおりです（サンプル数は、2704）。カラーテレビ（99.6%）、ビデオデッキ（89.8%）、クーラー・エアコン（80.9%）、電子レンジ（88.8%）、食器洗い機（12.8%）、パソコン・ワープロ（53.3%）、FAX（19.2%）、乗用車（85.5%）、ピアノ（27.6%）、応接セット（38.4%）、スポーツ会員権（11.6%）、別荘（2.3%）、株券または債権（21.4%）、美術品・骨董品（13.3%）となっています。これらの品目のうち、何が必需品で何が贅沢品かは、生活環境や生活様式に左右されるでしょうから、一概には何とも言えませんし、「貧困」の定義はもっと難しいかもしれません。それでも、かなり「豊かな」生活水準が達成されていることが予想できます。原（1999）が、「基礎的平等化」と表現することではなかったことはこのようなことではないかと思っています。

第二に、社会移動に関する国際比較の問題が横たわっています。先ほど述べたように、1985年以降、開放性係数はむしろ小さくなってさえいます。しかし、これを国際比較の点で眺めればどうでしょうか。同じ係数を使つての国際比較はあまり多くはありませんが、古くは安田（1971：190）があります。これによりますと、日本はプエルトリコ、アメリカ、イギリスに次いで4番目の高さを示していました。また、新しいところでは、理論的フレームワークをゴールドソープのそれに依拠しているために、開放性係数とは視点とアプローチを異にしていますが、石田（1998）が国際比較の視点から日本の社会移動のパターンについて論じており、そこでは「日本は、多くのヨーロッパの国よりも移動が大きいけれども、例外的に移動が大きいというほどではない」と指摘しています（*ibid.*, p. 155）。すなわち、世界の他の諸国と比べて、とりわけというわけではないにして

も、移動の高い方の国に入ることが推察できましよう。すなわち、開放性係数が下ったとしても、そもそもの水準が高かったわけで、国際比較の観点からすれば、日本は決して閉鎖的な社会だとは言えないわけです。

第三に、戦後の日本は、国民に対して落ちこぼれの出ないようにとの考え方の下に人権に対する法的措置をとってきました。男女差別を例に、最も最近の動きで言えば、1997年には「男女雇用機会均等法」の改正が行われまして、雇用をめぐる男女差別の防止のためにいっそう積極的な対応を求めるようになりました。また、少子高齢化が進行するなかで育児や介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するために、1999年4月からは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が施行されました。「男女共同参画ビジョン」（1995年の北京世界女性会議で採択）に沿った国内行動計画も進んでいます。

更に、日本国のなかの少数民族であるアイヌ民族に対しても、明治以来続いていた「北海道旧土人保護法」も廃止されて、1997年には通称「アイヌ文化振興法」が成立しました。これなども、人権思想の考え方に沿った法的措置であります。戦後日本においてむろん政治闘争がなかったわけではありませんが、政治的対立による露骨な機会の不平等は、戦後のほんの一時を除いてはなかったと言えましょう。したがって、李教授が中国の社会を想定して設けられた政治的階層という概念（李、1999）は、日本ではあまり必要ないように思われます。

むろん、法的措置については、建前はともかくとして実質はどうか。法を潜り抜ける動きもありはしないか、などの問題がつきものです。更に、社会的に「落ちこぼれ」を出さないための法的措置とはいっても、法的制度以外の制度、たとえば「受験戦争」といった日常的制度が、日常的に「落ちこぼれ」を生み出したり「不登校児・生徒」を生み出したりすることがありうることを認めないわけにはいきません。しかしながら、法的措置に基づく包摂が法的措置なき排除に劣らず、実効力があることは否定できません。

日本には、外国人、障害者、被差別部落、等々

の人々に対してまだまだ法的措置を求めなければならない、あるいは少なくとも求めたいとする動きがあることは事実です。日本には、外国人、障害者、被差別部落、等々の人々に対してまだまだ法的措置を求めなければならない、あるいは少なくとも求めたいとする動きがあることは事実です。しかし、戦後日本が達成してきた人権の数々について、人々は相応の評価をしているような気がいたします。そのために、さまざまな種類の格差が厳然と存在していても、また経済的閉鎖性をもっていても、「平等神話」が行き渡っているのだと思われます。

第四に、体験のなかの「豊かさ」の問題があります。現在、日本人は年間1500万人もの人々が海外旅行に出かけています。1964年に海外旅行が自由化になったときは、1ドルは360円でした。その後、とくに1985年のプラザ合意以降、円高となり、それに団体旅行やバックツアー、所得水準の向上などが相乗し、海外旅行が一般に普及するようになったのです。日本はアジアか、というテーマが繰り返し問題にされますが、こと経済に関するかぎり、日本は先進国の一員としての立場を堅持しています。旅行者は、体験のなかから円高やOECDの一員であること、言い換えれば、日本の「豊かさ」を実感しているのではないのでしょうか。ですから、日本国内において格差があっても、多くの人はグローバルな視野のなかで相対的「豊かさ」を感じてしまっているのではないかと考えられます。

社会学において、相対的剥奪の概念と研究はかなりの蓄積がありますし、私自身も数理社会学の立場からモデルを提示したこともあります。しかし、相対的充足ないし満足の研究はそれほど多くはありません。体験のなかの「豊かさ」と私が呼んでいるのは、相対的充足の話に他なりません。

経済的格差が不満につながらない大きな理由が、じつはもう一つ考えられるように思われます。それは誤解を恐れずに言えば、人々は経済的格差をこそ望んでいるのではないかということです。もう少し正確に言えば、経済的（結果の）平等よりはもっと大切なものを人々は求め始めているのではないか、ということです。それは、一言で言えば、平等に代わる価値としての「公平」で

あるように思われます。そのことについては、節を改めて述べてみたいと思います。なお、幾分詳しくは、高坂（近刊）をご参照ください。

3 理念としての平等社会から公平社会へ

3.1 公平の四つの構成規準

公平と平等という二つの次元はたがいに独立です。では、二つの次元の評価がずれている部分をどのように解釈すればよいのでしょうか。不平等でありながら公平だと評価するとき、公平さの観念を成り立たしめているものは一体何でしょうか。あるいは、同じ事ですが、平等でありながら不公平だと評価するとき、何が満足されれば公平だといえるのでしょうか。結論から言えば、〈平等〉以外に公平を成り立たしめている要素は、大きくは〈必要〉、〈実績〉、〈努力〉の3つです。

1995年SSM調査では、社会的公平感について直接的に尋ねる傍ら、資源配分の諸原理について人々の考え方を尋ねています。具体的に言えば、B票のなかで「どのような人が高い地位や経済的豊かさを得るのがよいか、という点について、次のような意見があります。この中で、あなたの意見に一番近いと思われるものを1つ選らんでください。」と尋ねました。回答の選択肢は、1実績をあげた人ほど、多く得るのが望ましい、2努力した人ほど多く得るのが望ましい、3必要としている人が必要なだけ得るのが望ましい、4誰でも同じくらいに得るのが望ましい、です。

この設問は「公平」という言葉こそ使われていませんが、人々が公平だとか不公平だとか判断している規準のうち、有力なものをあげてその中から選んでもらっていると解釈することができるでしょう。たとえば、2の努力を選んだ人は、努力したかどうかを判断基準として資源配分を考えるべきだと主張していると考えられます。

ところで、この4つの規準のうち、第4は平等な配分を示しています。第3は、シビルミニマムの概念がそうであったように、（平等に）必要な人に配分しようという考え方を示しています。それぞれ、ケースは異なりますが、いずれも平等を志向しています。第1と第2は、それに対して、いわば差別化の論理が働いています。なるほど、

実績や努力の程度を査定してみたけれども、結果としてそれらの程度が同じだったので、平等の配分を受けるということはあってもいい。しかし、実績や努力を評価規準とするということは、人々の実績や努力には一般に差があるということが前提になっていることを思えば、これらの2つの規準は不平等化に向かうことを積極的に認める論理を内包していると言ってもよいでしょう。

95年SSMデータによれば、人々の回答分布は次のとおりでした。

表2 公平の根拠

	実数	%
努力	1545	57.1
実績	619	22.9
必要	255	9.4
平等	173	6.4
DK/NA	112	4.1
合計	2704	100.0

すなわち、人々は、努力と実績を重視し、必要や平等についてはほとんど重きをおいていないのです。必要や平等は、平等原理によって支えられています。それに対して、努力や実績は、たえず不平等や格差を再生産することを許容しているのです。そもそも機会の平等とは、スタートラインに立つ時点で能力差がないと仮にすれば、結果としての不平等を生み出す筈のものだったのです。

3.2 新たな評価基準：平等から公平へ

1970年代中期頃から、日本では社会一般においても研究面でも「公平」が問題視されるようになりました。80年には、内閣総理大臣官房広報室、つまり政府が「社会的不公平感に関する世論調査」を実施しました。これは官の実施した「社会的不公平感」をめぐる調査としては最初のものではなかったかと思われます。SSM調査研究でも、1985年調査ではじめて「公平」の問題に正面から取り組みました。

おそらくこの背景には、バブル経済とその崩壊という浮沈も関係していたのでしょうか、それだけではない問題の広がりがあったように思われます。1997年12月27日の日本経済新聞のなかの「日本経済復活の条件」というシリーズ記事のなか

に、「公平な不平等」は良いけれども「不公平な平等」は困るといった趣旨の内容が掲載されました。「公平な不平等」と「不公平な平等」という表現を対比的に使っているということは、平等と公平が二つの独立した概念として使われていることを示しています。いま、二つの次元をクロスさせて表示してみますと。公平と平等の二つの軸の組み合わせから4つのセルができます。世間で容認されているのは、このうちセルの1と2です。容認されていないのはセルの3と4です。マスコミをはじめ多くの論調が、公平さこそを求めている、平等それ自体を追求することはなくなったようです。

表3 公平か平等か

	平等	不平等
公平	1	2
不公平	3	4

従来は、市民社会をめぐる平等かどうかの一本槍で評価していたのが、いまでは新しい次元が付け加わったのです。最近になって保護政策や補助金政策は「社会的弱者」一般ではなくて、その中の「真の弱者」に対して行うべきであることが経済学の分野からではあるが指摘されるようになりました(八田・八代, 1995)。このことは、先の「不公平な平等」は困る、という言い方と呼応しています。単なる平等化動機とは異なります。なぜならば、「真の弱者」は「社会的弱者」のなかの部分集合として存在しているはずであり、したがって、「真の弱者」がそれ以前には社会的参加の機会から排除されていたり十分な資源配分に与かっていなかったというのとは訳がちがうからであります。

3.3 日本社会における公平問題

平等をそれ自体として求める気持ちは後退したかに見えますが、かといって平等を求める気持ちがなくなったわけではありません。これはすでに述べたとおりです。したがって、問題は一方で平等を求めつつも、なぜ他方で公平さを求める気持ちが生じてきたのかです。その背景を探ってみることにしましょう。むろん、焦点は表3で言えば、

セルの2と3（とくに3）になりますが、一通りそれぞれのセルがどのような状況を反映しているかについて見ておきます。

誤解を少なくするために、今一度断っておきますと、平等／不平等の次元は、実態を示しています。他方、公平／不公平は人々の評価です。人々の、という場合、当然評価が分かれていて、人々の間で評価が一致していることはありません。ここでは、評価の担い手については立ち入らないで、そうした評価が存在するという事実に着目して議論を進めたいと思います。

<セル1：平等－公平>

戦後の社会変革は占領軍によるイニシアチブによるところが大きかったことはすでに述べたとおりです。とくに、階級・階層の再編成については、政治的変革の力に拠るところが大きかったと言えるでしょう。占領軍にとって、民主化の第一歩は平準化でありましたし、産業化テーゼによれば、産業化の進展が社会階層間の流動性を高めることを意味します（＝階層の流動性テーゼ）。階層の流動化を機会の平等化としてとらえるならば、日本社会は「機会の平等」化の方向に向かったはずです。開放性係数で読み取るならば、1985年時から95年時にかけて多少低下しているものの、全体として見れば機会の平等化が実現されています。こうした事実の一つ一つを取り上げての公平／不公平の評価に関するデータは残念ながらありませんが、おそらく機会の平等化は公平だと評価されてきたでしょうし、今後もそうでしょう。

<セル4：不平等－不公平>

すでに見ましたように、「平等神話」にもかかわらず、所得も資産も格差が存在していることを指摘しました。では、この事実に対して人々は不公平感をもっているのでしょうか。

また、日本社会においては、現代でも性、国籍、職業などによる不平等が存在しています。そのことを是とするわけではないにしても、現実に存在していることは認めざるをえないだろうと思います。不平等を生み出す原理は、前近代社会では属性原理（身分など）であり、近代社会では業績原理ではありますが、近代に入ってからのも、属

性における不平等が残存していることも認めざるをえないでしょう。ではこの事実に対して人々は不公平感をもっているのでしょうか。

これも直接的に適切なデータを欠いているので何とも言えませんが、1995年SSM調査では個別の不公平感については尋ねており、その結果によれば、性別、年齢、学歴、職業、所得、資産、家柄、人種・民族・国籍による不公平が「ない」と言い切っているのは、多い場合でも（家柄、年齢など）でも27%どまりであって、あとは、程度の差はあれ「不公平がある」と答えています。

これらの回答を見ますと、セル4の部類を反映していると考えられます。ただし、注意しなくてはならないのが、所得や資産による不公平とう判断の意味内容です。それは、格差があるから直ちに不公平であると判断しているのではなく、「格差」のあり方や格差の程度、さらには「格差」のないことが不公平だと判断している可能性があるという点です。私がそう述べる部分的な証拠は、次にあります。

<セル2：不平等－公平>

戦後の賃金体系はいろいろと揺れ動いてきました。企業規模や産業によっても異なりますが、古くは年功序列賃金体系が支配的でした。それが「同一労働同一賃金」の原則を経て、今や「能力・成果主義」への変わりつつあります（連合「雇用と人事処遇の将来展望調査」1999年）。能力主義や成果主義を進めるためには、賃金格差を拡大していかなければならない、というのです。実際、民間企業においてはこの数年で年収格差が広がっているという現象が見られます。自分にとって合理的な理由のない賃金格差が存在し、しかも自分が低い方の賃金水準しか享受できないと仮定するならば、人はそのシステムをもって「公平だ」とは判断しないかもしれません。しかし現実には能力・成果主義に変わってきているということは、そうした主義が公平なものとして認められつつあるということの意味しています。ここでは、不平等＝格差＝公平と判断されています。公平規準として、必要や平等ではなく努力と業績が重視されていることがここにも反映されているように思われます。

＜セル3：平等－不公平＞

このセルは、もっとも議論の多いところかもしれません。平等が実現しているのに、なぜ人々は不公平と受け止めるのでしょうか。

戦後の日本社会では「平等」価値が大切にされてきました。その結果、平等価値の実現のためには、弱者保護を行わなければならないという認識につながりました。農業部門、中小企業、高齢者、地方、などは保護すべき弱者というカテゴリーを構成してきました。ところが、弱者保護政策の結末は、「弱者」の拡大解釈とその結果としての財政負担の増大でした。最近よく言われるように、わが国における「弱者」の実体の一端は、官僚と企業の癒着の構造の中での「利権の保護」や既得権益の保護になってしまっています。私たちにとっては、真に必要な平等といわば「誤った温情」との区別をつけることが必要であるとの認識が広まりつつあります。

政策ターゲットを絞り込むための有効な指標に辿り着くことができないまま、いわばカテゴリーミスが起こったのです。すなわち、保護ないしは優遇すべき存在だと認定された層のなかに実際には階層分化が見られ、その「階層内階層」(Kosaka, 1998) の存在事実を無視して優遇策を講ずることは、「悪平等」になってしまいます。「社会的弱者」保護を目的とした政策であっても、平等化志向が加わると、結果として不公平になってしまう。

平等にするために補助金をはじめさまざまな優遇措置を講ずる結果、マクロ的に見れば、当該社会の財政負担が増大してしまっているということが起きかねません。ちょうど、70年代のイギリスの「福祉国家」政策がその放縦によって「イギリスの衰退」を招いたのと同じようにです。少子超高齢化社会の到来は、国家に未曾有の負荷をかけることにもなりました。

おわりに

平等原理はしばしば他の資源配分原理、たとえば能力主義や実績主義とぶつかります。したがって、能力や実績が認められないとか、能力や実績

の面で劣る人に対しても平等に資源が配分されていくのだとすると、やる気をなくす人もでてくるでしょう。そうするとさん社会全体としては活気を失っていくことにもなりかねません。人々が今の時点で、必要や平等よりは努力や実績を選好する傾向のあることがはっきりした以上、平等、とくに結果の平等については納得していないように思われます。言い換えれば、努力や業績に対する尊重があれば、結果としての不平等は存在しても不満の対象にならないばかりか、むしろ不平等にこそ人々の求める公平社会の姿が映し出されると言えるでしょう。首相の諮問機関である経済審議会が、去る7月6日に、所得格差の拡大を容認して、「結果の平等」ではなく「機会の平等」を重視するとの視点を打ち出したのは、むしろ以上のような国民意識を踏まえてのことであるように思われます。

参考文献

- 原 純輔、1996、「戦後日本の階層と階層意識」(第69回日本社会学会大会報告要旨)
- 原 純輔、1998、「流動性と開放性：世代間社会移動の趨勢(昭和初期～1995年)」、石田浩編『社会階層・移動の基礎分析と国際比較』1995年SSM調査研究会、pp. 27-42.
- 原 純輔、近刊、「近代産業社会日本の階層システム」、原 純輔編『近代化と階層』東京大学出版会
- 八田達夫・八代尚宏編、1995、『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社
- 今田高俊、1985、『社会階層と政治』東京大学出版会
- 今田高俊、近刊、「ポスト物質社会の中間階級－中間分衆と生活の質政治」、今田高俊編、『社会階層の新たな次元』東京大学出版会
- Ishida, Hiroshi, 1998, 'Intergenerational Class Mobility and Reproduction: Cross-national and Cross-temporal Comparisons,' 石田浩編『社会階層・移動の基礎分析と国際比較』1995年SSM調査研究会、pp. 145-197.
- 鹿又伸夫、1998、「資産格差形成のメカニズム」、鹿又伸夫編『豊かさの格差』1995年SSM調査研究会
- Kosaka, Kenji, 1989, *Social Stratification in Contemporary Japan*. Routledge & Kegan Paul
- Kosaka, Kenji, 1998, 'Strata within Strata,' 与謝野有紀編『産業化と階層変動』1995年SSM調査研究会、pp. 95-112.
- 高坂健次、1999、「現代日本における「中」意識の意味」 mimeographed

- 高坂健次、近刊、『社会学におけるフォーマル・セオリー』ハーベスト社
- 高坂健次、近刊、「平等社会から公平社会へ」、高坂健次編『階層社会から新しい市民社会へ』東京大学出版会
- 直井道子、1979、「階層帰属意識と社会階層」、富永健一編『日本の階層構造』東京大学出版会、pp. 365-388.
- 李 強、1999、「中国における政治的階層と経済的階層」『関西学院大学社会学部紀要』第81号、pp. 245-256.
- 連合総合生活開発研究所、1999、『雇用と人事処遇の将来展望に関する調査研究報告書』
- 橘木俊詔、1998、『日本の経済格差』岩波新書
- 鄭杭生、1999、「21世紀に向かって進む中国の社会学研究」、1998年10月29日講演原稿、『関西学院大学社会学部紀要』第82号、pp. 81-96.
- 安田三郎、1971、『社会移動の研究』東京大学出版会

Social Change Seen from Social Stratification in Post-war Japan

ABSTRACT

Despite the public belief that Japanese society has become, and continues to be, an egalitarian society, there are some statistics that clearly show increasing disparities in terms of, for example, income and assets, at least since the mid-seventies. Still, the level of satisfaction among the general populace remains fairly high. People do not seem to be affected by the existence of these and other disparities. The present paper examines possible reasons for this lack of noticeable concern. A number of hypotheses are suggested. First, being in the lower economic bracket does not necessarily mean that a person is actually poor. Almost everyone in the society seems to enjoy the benefits of affluence. Secondly, the rate of social mobility is fairly high. Thirdly, the legal apparatus for human rights is now elaborated for and inclusive of minorities. In addition, people seem to compare themselves with others from less developed countries, and this may lead them to believe that they are 'rich.' One other reason lies in the fact that people seem to be more concerned with fairness rather than equality (of result) as such. The SSM data shows that people in Japan regard highly the criterion of fairness, equating it with effort and achievement, in contrast to equality and need. They indeed appreciate the equality of opportunity but not the equality of outcome anymore. That is why they are not so bothered by socio-economic disparities as is widely imagined.

Keywords: social change, social stratification, disparity, fairness, equality of opportunity, equality of result,